

認められる。

3 本院が要求する改善の処置

震災緊急保証については、東日本大震災から14年が経過している中で、保証債務残高は年々減少しているとともに、51協会のうち被災7協会及びその他41協会においては保証承諾が極めて低調な状況が継続している。

については、貴省において、経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について点検・検証等が適切に行われるよう、次のとおり改善の処置を要求する。

ア 連合会に対して、保証承諾の状況等に応じて損失補償見込額を算定するなどして使用見込みを十分に精査して、経安基金(震災緊急保証分)が適切な保有規模となるよう見直しを指示するとともに、連合会における見直しの結果、必要額を超えて保有していると認められる額については、速やかに国庫に納付させること

イ 経安基金(震災緊急保証分)の保有規模について、連合会に対して適時適切に見直しを行わせるとともに、連合会における見直しの結果を踏まえて点検・検証等を適切に行うこととする

(3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の基盤技術研究促進勘定における資産等について、不要と認められる資産等を国庫に納付することとするよう改善の処置を要求したもの

(令和7年10月6日付けで経済産業大臣及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長宛てに改善の処置を要求したものの全文は、448ページの国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項に掲記)

令和5年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

サービス等生産性向上IT導入支援事業の実施状況について

(令和5年度決算検査報告335、494ページ参照)

(487ページの独立行政法人中小企業基盤整備機構の項に掲記)